

(号外)
独立行政法人国立印刷局

日 次

〔官庁報告〕

官庁事項

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第三十二条の四第三項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示(令和三年四月一日)の全部を次のとおり変更する。

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示
新型コロナウイルス感染症対策本部長 菅 義偉
(一) まん延防止等重点措置を実施すべき期間 令和三年四月五日から五月十一日までとする。(二) の各区域におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間は次のとおりである。
・宮城県、大阪府及び兵庫県については、令和三年四月五日から五月五日までとする。
・京都府及び沖縄県については、令和三年四月十二日から五月五日までとする。
・東京都については、令和三年四月十二日から五月十一日までとする。

ただし、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなつたと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条の四第四項の規定に基づき、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了した旨を公示することとする。

(一) まん延防止等重点措置を実施すべき区域 宮城県、東京都、京都府、大阪府、兵庫県及び沖縄県の区域とする。

(二) まん延防止等重点措置の概要 新型コロナウイルス感染症についてば、
・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかつた場合に比して相当程度高いと認められるい
じ、かつ、
・特定の区域が属する都道府県において感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生したと認められる。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更に関する公示

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第十八条第一項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和二年三月二十八日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)の一部を変更したので、同条第五項において準用する同条第三項の規定に基づき、公示する。

令和三年四月九日

新型コロナウイルス感染症対策本部長 菅 義偉
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日 (令和3年4月9日変更)

政府は、新型コロナウイルス感染症への対策は危機管理上重大な課題であるとの認識の下、国民の生命を守るために、これまで水際での対策、まん延防止、医療の提供等について総力を挙げて講じてきた。国内において、感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生し、一部の地域で感染拡大が見られてきたため、令和2年3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)附則第1条の2第1項及び第2項の規定により読み替えて適用する法第14条に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いことが、厚生労働大臣から内閣総理大臣に報告され、同日に、法第15条第1項に基づく政府対策本部が設置された。